

◆ よくある質問と回答

問 補助事業計画書を提出すれば、必ず補助対象となりますか

答 福岡県使用済みプラスチックリサイクル施設整備費補助金は、昨今の使用済みプラスチックを巡る課題解決に向けて、循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる、他のモデルとなる使用済みプラスチックのリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助するものです。

具体的には、提出された補助事業計画書について、施設の先導性やリサイクル・減量化の効果等について、専門的知識を有する者で構成する審査委員会の意見を伺いながら審査を行い、モデル性の高いリサイクル施設を選定し、補助を行っています。

したがって、補助事業計画書を提出すれば、必ず補助対象となるものではありませんので、御了承願います。

問 一般廃棄物や有価物のリサイクル施設は補助対象となりますか

答 当該補助金は、使用済みプラスチックのリサイクル施設を補助の対象としており、使用済みプラスチックは産業廃棄物、一般廃棄物及び有価物を含みます。

したがって、一般廃棄物や有価物を併せてリサイクルする場合でも補助対象となります。

問 補助対象となる具体的な使用済みプラスチックやリサイクル施設がありますか

答 当該補助金は、使用済みプラスチックのリサイクル施設の整備を補助対象としていますが、リサイクルの内容や、リサイクルの対象となる使用済みプラスチックを規定しているものではありません。

したがって、特定の使用済みプラスチックやリサイクル施設の整備を補助の対象とするものではなく、提出された補助事業計画書について、施設の先導性やリサイクル・減量化の効果等について審査を行い、モデル性の高いリサイクル施設を選定し補助するものです。

問 補助対象施設の要件は何ですか(どのようなリサイクル施設であることが必要ですか)

答 補助金は、本県における使用済みプラスチックのリサイクル推進のため、循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる使用済みプラスチックのリサイクル施設の整備に要する経費の一部に対し交付しているものです。

このため、補助対象とするリサイクル施設については、以下①～④等の要件を全て備えていることが必要です。

- ① 他のモデルとなる先導性を有する施設であること。
- ② 使用済みプラスチックのリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込める施設であること。
- ③ リサイクル事業に伴い発生する環境負荷の低減について、十分に配慮された施設であること。

- ④ 焼却施設等廃棄物の処理・処分を主たる目的とする施設でないこと。
- ⑤ 混合物の単純な選別を目的とする施設でないこと。

**問 補助対象施設の要件である先導性について
(どのような先導性を備える必要がありますか)**

答 リサイクル施設の先導性については、整備しようとするリサイクル施設が以下の①～③のような先導性を有することを求めているものであり、技術的な先進性だけを求めているものではありません。

- ① リサイクルを実施する対象使用済みプラスチックが先導性を有する
ほとんどリサイクルされていない、又はリサイクルが困難な使用済みプラスチックのリサイクルを実施する施設の整備
- ② リサイクルのために利活用する技術が先導性を有する。
普及段階にないリサイクル技術又はリサイクルプロセスを導入したリサイクル施設の整備
- ③ リサイクルを行うシステムとして先導性を有する。
「従来と比較してリサイクル率が大幅に向上する。」、「製造リサイクル品の品質が大幅に向上する。」、「製造リサイクル品が新たな用途に使用可能となる。」などのリサイクル施設の整備

問 大規模なりサイクル施設でない補助対象となりませんか

答 補助対象施設は、他のモデルとなる先導性や使用済みプラスチックのリサイクル・減量化効果、県内への波及効果等により選定しています。

一般的に、大規模な施設の方がリサイクル・減量化効果が高いと考えられますが、比較的小規模な施設であっても、先導性やリサイクル率の向上、県内への波及効果等により、補助対象となる可能性は十分にあります。

問 リサイクル施設の改造は補助対象となりますか

答 リサイクル施設の改造により、先導性が生ずる、リサイクル・減量化効果が高くなる等の状況が考えられることから、改造であっても補助事業計画書を提出することは可能です。

この場合、改造によって生ずる先導性やリサイクル効果等について、計画書に記載していただくこととなります。

問 現在施設の建設中ですが補助対象となりますか

答 補助金の交付決定後（例年 8 月～9 月）以降に事業に着手する必要がある、補助事業計画書提出時点で、既に施設の建設に着手しているリサイクル施設は補助の対象にはなりません。